

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現行	改正案
II 保険監督上の評価項目 II-4 業務の適切性 II-4-2 保険募集管理態勢 II-4-2-1 適正な保険募集管理態勢の確立 (1)～(3) (略) (4) 特定保険募集人等（特定保険募集人及び損害保険会社の保険募集を専ら行う従業員をいう。II-4-2-1(4)において同じ）の教育・管理・指導 保険会社においては、保険募集に関する法令等の遵守、保険契約に関する知識、内部事務管理態勢の整備（顧客情報の適正な管理を含む。）等について、社内規則等に定めて、特定保険募集人の育成、資質の向上を図るための措置を講じるなど、適切な教育・管理・指導を行っているか。 ① 特定保険募集人等の教育について 保険商品の特性に応じて、顧客が十分に理解できるよう、多様化した保険商品に関する十分な知識や保険契約に関する知識の付与及び適切な保険募集活動のための十分な教育を行っているか。 ②・③ (略)	II 保険監督上の評価項目 II-4 業務の適切性 II-4-2 保険募集管理態勢 II-4-2-1 適正な保険募集管理態勢の確立 (1)～(3) (略) (4) 特定保険募集人等（特定保険募集人及び損害保険会社の保険募集を専ら行う従業員をいう。II-4-2-1(4)において同じ）の教育・管理・指導 保険会社においては、保険募集に関する法令等の遵守、保険契約に関する知識、内部事務管理態勢の整備（顧客情報の適正な管理を含む。）等について、社内規則等に定めて、特定保険募集人の育成、資質の向上を図るための措置を講じるなど、適切な教育・管理・指導を行っているか。 ① 特定保険募集人等の教育について 保険商品の特性に応じて、顧客が十分に理解できるよう、多様化した保険商品に関する十分な知識や保険契約に関する知識の付与及び適切な保険募集活動のための十分な教育を行っているか。 <u>また、公的保険を補完する民間保険の趣旨に鑑みて、公的保険制度に関する適切な理解を確保するための十分な教育を行っているか。</u> ②・③ (略)
II-4-2-2 保険契約の募集上の留意点 (1)・(2) (略)	II-4-2-2 保険契約の募集上の留意点

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現行	改正案
<p>(3) 法第 294 条の 2 関係（意向の把握・確認義務）</p> <p>保険会社又は保険募集人は、法第 294 条の 2 の規定に基づき、顧客の意向を把握し、これに沿った保険契約の締結等の提案、当該保険契約の内容の説明及び保険契約の締結等に際して、顧客の意向と当該保険契約の内容が合致していることを顧客が確認する機会の提供を行っているか。</p> <p>① 意向把握・確認の方法</p> <p>意向把握・確認の方法については、顧客が、自らの抱えるリスクやそれを踏まえた意向に保険契約の内容が対応しているかどうかを判断したうえで保険契約を締結することを確保するために、取り扱う商品や募集形態を踏まえ、保険会社又は保険募集人の創意工夫による方法で行っているか。</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 法第 294 条の 2 関係（意向の把握・確認義務）</p> <p>保険会社又は保険募集人は、法第 294 条の 2 の規定に基づき、顧客の意向を把握し、これに沿った保険契約の締結等の提案、当該保険契約の内容の説明及び保険契約の締結等に際して、顧客の意向と当該保険契約の内容が合致していることを顧客が確認する機会の提供を行っているか。</p> <p>① 意向把握・確認の方法</p> <p>意向把握・確認の方法については、顧客が、<u>自らのライフプラン</u>や<u>公的保険制度</u>等を踏まえ、自らの抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性を適切に理解しつつ、その意向に保険契約の内容が対応しているかどうかを判断したうえで保険契約を締結するよう図っているか。そのために、<u>公的年金の受取試算額</u>などの<u>公的保険制度</u>についての情報提供を適切に行ななど、取り扱う商品や募集形態を踏まえ、保険会社又は保険募集人の創意工夫による方法で行っているか。</p>